

2022年8月1日

各位

シーオス株式会社
代表取締役社長 松島聡

労働者派遣事業許可取得のお知らせ

当社は2020年7月31日付で期限切れ失効していた労働者派遣事業に係る許可につきあらためて取得申請を行っていましたが、本日付で厚生労働大臣による許可を取得したことをお知らせいたします。

許可番号：派13-316187

許可年月日：令和4年8月1日

なお、2022年3月31日付「有料職業紹介事業にかかる行政処分についてのお詫びとお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、上記労働者派遣事業に係る許可が失効している状況下において業として労働者派遣事業を行ったことにより、東京労働局より行政処分を受ける結果となりました。

当社は今回の事態を重く受け止め、以下の通り再発防止策を策定、運用し、法令遵守に努めるとともに、関係各位からの信頼回復に向け、誠心誠意取り組んで参る所存であります。

【許認可更新漏れに係る再発防止策の概要】

1. 責任者の明確化

全ての許認可につき、その維持管理を経営管理部法務グループの所管業務とし、経営管理部長が全責任を負う体制の明確化

2. 業務分担における二重チェック体制の構築

許認可の申請、更新実務に際しては、担当部門の他にチェック部門を設定し、内部牽制が働く運用を徹底

3. 許認可更新状況の取締役会への提示報告の実施

月次の定例取締役会にて、すべての許認可につき有効期限、更新状況の報告を実施
(参考) 現行許認可 (2022年8月1日時点)

- ・高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可番号第715286号
- ・有料職業紹介事業 厚生大臣許可番号13-ユ-307656
- ・一般貨物自動車運送事業者番号460008005
- ・医療機器製造業 登録番号14BZ200346

- ・一級建築士事務所（東京）：第 64607 号
- ・特定建設業許可番号：東京都知事 許可（特-3）第 154424 号
- ・労働者派遣事業 派 13-316187

4. 許可証原本の事務所内掲示の実施

原本掲示義務の有無にかかわらず、許可証原本を事務所内に掲示する

5. 社内監査人・監査役による定期監査の実施

性善説によらず、性悪説によるチェックを徹底し、些細な異常であっても即時にエスカレーションする運用の徹底

以上

（本件に関するお問い合わせ先）
取締役経営管理部長 兼田 隆英
TEL:03-5791-1170